

鶴岡市農業委員会第27回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和8年2月16日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農 業 委 員	2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推 進 委 員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	1 番 金野 匡良 委員 12 番 黒井 涼子 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 羽黒分室冠専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は1番 金野 匡良 委員、12番 黒井 涼子 推進委員より出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第27回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、8番 渡部 修 委員、9番 丸山 伸一 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 利用状況調査に係る非農地の判断について 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第5条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第5号 利用状況調査に係る非農地の判断について≫
	(説 明) ≪報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	こちらは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。3番 石川 守 推進委員。
3 番推進委員	推進委員3番 石川です。2月5日、事務局と私で航空写真にて現地を確認いたしました。 藤 49 について、農地処分のため、現耕作者の法人の代表が買い受けることで話がまとまったものです。田については、登記完了後は同法人へ貸し付ける予定になっております。水稻、自家野菜を作付けする予定です。 藤 50 について、受人はランドバンクの斡旋により、渡人の住居を購入し申請農地を耕作していく予定です。渡人の耕運機を譲り受ける予定でしたが、壊れてしまったため、中古の農機具を検討中です。自家野菜を作付けする予定で、農作業歴は30年になります。 藤 51 について、渡人が県外在住のため農地処分を考えていたところ、隣に住む受人が譲り受けることになったものです。野菜等を作付けする予定で、農作業歴は3年程になります。 藤 52 について、農地処分のため、隣を耕作する受人が無償で譲り受けることになったものです。受人は地域を代表する法人であり、適切に管理・耕作ができると判断できます。水稻を作付けする予定です。 藤 53 について、貸人の要望で契約するもので、借人は認定農業者であり、今回の申請農地では水稻を作付けする予定で、農作業歴は3年になります。 藤 54 について、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再

	設定を行うものです。水稻を作付けする予定で、借人の農作業歴は 5 年になります。 藤 55 について、貸人の所有する農地の中で、今回申請する農地のみ離れていることから、耕作不便ということで借人が耕作することで話がまとまったものです。水稻・大豆を作付けする予定で、借人の農作業歴は 45 年になります。 藤 56 について、期間満了に伴う契約の再設定で、親子間の使用貸借契約をするものです。水稻・かぶら・アサツキを作付けする予定で、農作業歴は 10 年になります。 藤 57 について、藤 56 と同様、契約の再設定を行うものです。水稻・自家野菜を作付けする予定です。農作業歴は 20 年になります。 以上すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	5 番 野村 委員。
5 番 委 員	5 番 野村です。2 月 3 日に菅原推進委員と事務局 1 名で、積雪のため航空写真等により現地調査を実施しましたので報告します。 櫛 45 については、渡人は農地を徐々に処分する意向を持っており、今回、受人に無償貸付けしている農地の一部を譲渡することになったものです。申請地ではこれまで同様、大豆を作付けする予定です。 櫛 46 については、渡人は市外在住で、今回申請地に隣接する田を耕作している受人に所有権移転を行うことになったものです。受人は農作業歴 22 年で、水稻を始め、そばや花、メロン等を作付けしており、申請地では水稻を作付けする予定です。 櫛 47 については、受人が自己所有地と隣接する農地を一体的に利用するため、要望により所有権移転を行なうものです。受人は農作業歴 48 年で、必要な農機具を所有しており、水稻やメロン、柿を作付けしております。申請地では野菜を作付けする予定です。 櫛 48 については、賃貸借契約の期間満了に伴い、再設定を行うものです。借人は農作業歴 34 年で、申請地では水稻を作付けしており、適切に管理されております。引き続き水稻を作付けの予定です。 櫛 49 については、現在の借人の労力不足のため、近隣に声をかけ、借人を変更するものです。次の借人は、農作業歴 26 年で、必要な農機具を所有しており、申請地では水稻を作付けする予定です。 以上すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	3 番 伊藤 委員。
3 番 委 員	3 番 伊藤です。朝 31 から朝 39 の案件について報告いたします。2 月 5 日、農業委員・推進委員・事務局と、積雪のため航空写真で確認を行いました。 3 条での新規契約であります。いずれの契約も集積計画の期間満了に伴う再設定です。再設定のため現在の農地は管理されており、また、契約内容については見直しをかけています。契約筆は水稻を中心に現在の作物で引き続き耕作・管理となり、耕作者においても作業経歴等特に問題なく、今後も効率的に耕作に取り組めると判断しました。 いずれの案件においても、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。以上です。
議 長	9 番 丸山 委員。

9 番 委 員	9 番 丸山です。2 月 9 日、齋藤万里子委員と私と事務局 2 名で、現地は雪のため、航空写真と近隣の農家の協力を得て確認を行いました。 羽 28、羽 29 については、現地はもともと田でありましたが、現在は転作畑としてきれいに管理されております。受人は農作業歴 3 年ですが、近隣農家から協力してもらい、経営農地はきれいに管理されています。 羽 30 については、現在、田としてきれいに管理されております。受人は農作業歴 6 年目ですが、自作地も多く所有しており、経営農地はきれいに管理されているということでした。 羽 31 については、現地は転作田としてきれいに管理されており、受人は農作業歴 52 年とベテランで、認定農業者であります。 羽 32 については、現地は田としてきれいに管理されており、受人は農作業歴 58 年のベテランで、認定農業者であります。 羽 33 については、現地は田と転作田としてきれいに管理されており、受人である法人は認定農業者であり、経営農地もきれいに管理されている方です。 羽 34 については、現地は田としてきれいに管理されております。受人は農作業歴 60 年のベテランで認定農業者にもなっており、経営農地もきれいに管理されているということでした。 羽 35 については、現地は田としてきれいに管理されており、受人は農作業歴 57 年とベテランで、経営農地をきれいに管理されております。 羽 36 については、借人は農作業歴 2 年ですが、SEADS（シーズ）の卒業生であり、認定新規就農者です。祖父と共に経営する農地は、きれいに管理されているということでした。 羽 37 については、借人は農作業歴 35 年で認定農業者にもなっており、経営農地もきれいに管理されているということでした。 以上のすべて案件において、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、要件を満たしていることを確認いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	こちらは 5 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。5 番 野村 委員。
5 番 委 員	5 番 野村です。2 月 3 日に菅原委員と事務局 2 名で、積雪のため航空写真等の資料により現地調査をした結果、集落に接続した家族名義の農地へ住宅を建設するものであり、特に問題ないと判断しましたので報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について≫
議 長	こちらでも現地調査について担当の委員の報告をお願いします。1 番 森 推進委員。
1 番推進委員	推進委員 1 番 森です。先日、私と事務局で現地確認を行いました。調査箇所は見取図内の色付きの場所で、主に集落の周辺部分であります。 畑とされる 3 筆については、野菜などの耕作の跡があり、畑としての利用を確認しました。原野とされる 4 筆については、住宅敷地と水路、道路に挟まれた狭小地部分で、耕作用の土地ではなく、原野と判断しました。公衆用道路とされる 1 筆については、このような登記となる経緯が不明ですが、現在は道路の中心部分に該当し、道路としての利用を確認しております。 以上により、協議内容に異議はないと判断しましたことを報告します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 地籍調査における登記地目が農地である土地に関する地目の認定については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。9 番 丸山委員。
9 番 委 員	9 番 丸山です。158 ページの機羽 181、160 ページの機羽 188・190・192、164 ページの耕変羽 38 は、自分の案件なので、退室を申請します。
議 長	退室を許可します。
	(9 番委員 退室)

議 長	それでは、丸山伸一委員の 5 案件について、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号の機羽 181・188・190・192、耕変羽 38 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号の機羽 181・188・190・192、耕変羽 38 については、議案通り決しました。丸山委員の入室を許可します。
	(9 番委員 入室)
議 長	それでは、それ以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第 27 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:20

	議 長 <u>石井光明</u> 議 事 録 署名委員 <u>渡部 修</u> 議 事 録 署名委員 <u>丸 山 伸 一</u>
--	---